

年金生活者支援給付金制度について

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。受け取りには、請求書の提出が必要です。

新たに年金生活者支援給付金の対象となる方には、9月以降、順次、日本年金機構から請求可能な旨のお知らせが送付されます。同封のはがき（年金生活者支援給付金請求書）に氏名等を記入し、日本年金機構へ提出してください。**令和9年1月4日（必着）**までに請求された場合は、令和8年10月分から遡って受け取ることができます。

年金生活者支援給付金を既に受け取っている方で、引き続き支給要件を満たしている場合は、原則手続きは不要です。

年金生活者支援給付金請求書を紛失または送付されているかご不明な場合や、以下の支給要件に該当すると思われる場合など、給付金請求に関することについては、給付金専用ダイヤルまたは保険年金課にお問い合わせください。

◆対象となる方（支給要件）

1. 老齢基礎年金を受給している方で、次の①～③の要件をすべて満たしている方
 - ①65歳以上である。
 - ②請求される方の世帯全員の市民税が非課税となっている。
 - ③前年の年金収入額とその他の所得額の合計が約90万円以下※¹である。
 2. 障害基礎年金を受給している方で、前年の所得額が約479万円以下※²の方
 3. 遺族基礎年金を受給している方で、前年の所得額が約479万円以下※²の方
- 令和8年10月1日以降は、※1は約92万円以下、※2は約491万円以下となります。



◆日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください。

日本年金機構や厚生労働省から、口座番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めたりすることはありません。

◆問い合わせ 給付金専用ダイヤル ☎0570-05-4092（ナビダイヤル）

※050から始まる電話の方は ☎03-5539-2216（一般電話）

国民年金の加入手続き・ 国民年金保険料免除申請等の電子申請について

国民年金に係る手続きについて、マイナポータルを利用して電子申請ができます。

マイナンバーカードやマイナポータルの利用登録が必要となりますが、スマートフォンやパソコンから24時間いつでもどこでも申請ができ、処理状況や申請結果も確認できます。

詳しくは右の二次元コードから日本年金機構ホームページをご確認ください。



年金相談会のお知らせ

◇日 時 10月15日（木） 10：00～11：30、13：00～15：00

※次回以降の日程については、下の二次元コードから市ホームページをご確認ください。

◇場 所 市役所1階会議室101・102

◇申し込み 田辺年金事務所 お客様相談室 ☎0739-24-0432

※電話予約が必要です。（相談日の1か月前から予約を受け付けています）

